○厚生労働省告示第百七十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十八条の七第三項の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する指定再生医療等製品（平成二十六年厚生労働省告示第三百十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年四月三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の七第三項に規定する指定再生医療等製品は、再生医療等製品のうち、次に掲げるものとする。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の七第三項に規定する指定再生医療等製品は、再生医療等製品のうち、次に掲げるものとする。
一～十一　（略）	一～十一　（略）
十二　ニバドストロセル	（新設）

その他告示

○総務省告示第百六十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年四月三日

総務大臣　林　芳正

一　名称　令和八年度米陸軍等との実動訓練（ジョイント・パシフィック・マルチナショナル・レディネス・センター26）参加部隊

二　国外派遣期間　令和八年四月五日から令和八年五月二十五日まで

三　派遣人数（概数）　四百五十人程度

四　派遣地域　フィリピン共和国

○外務省告示第百二十七号

令和八年三月三日にダッカで、バングラデシュ人民共和国における南東部におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティの女性及び青少年のための保護及び健康増進計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合人口基金との間に行われた。

令和八年四月三日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　南東部におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティの女性及び青少年のための保護及び健康増進計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　齋田伸一在バングラデシュ大使

国際連合人口基金側　キャサリン・ブリーン　カムコン在バングラデシュ事務所代表

○外務省告示第百二十八号

令和八年二月十日にポートビラで、バヌアツ共和国における離島における保健医療施設の災害に対する強靱性強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

令和八年四月三日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　離島における保健医療施設の災害に対する強靱性強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十億九千五百万円

3　署名者

日　本　側　奥田直久在バヌアツ大使

国際連合児童基金側　ロシュニ・バス大洋州島嶼国地域代表代理

令和八年四月三日

○外務省告示第百二十九号

昭和三十六年三月三十日にニューヨークで作成された「千九百六十一年の麻薬に関する単一条約」第三条の規定に従い、同条約の付表Ⅰに次のように物質が加えられる旨の決定が行われ、当該決定は、同条7の規定に従い、令和七年六月九日に効力を生じた。

（令和七年六月九日付け国際連合事務総長書簡）

令和八年四月三日

外務大臣　茂木　敏充

千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の付表Ⅰの一部を次のように改正する。

「シクロプロピルフェンタニル（N―フェニル―N―［1―（2―フェニルエチル）ピペリジン―4―イル］シクロプロパンカルボキサミド）」の次に「N―デスエチルイソトニタゼン（N―［1―（2―エチル―2―メチルエトキシ）フェニル］―5―ニトロ―1H―ベンズイミダゾール―1―エタンアミン）」を加える。

「エトニタゼン（1―ジエチルアミノエチル―2―パラ―エトキシベンジル―5―ニトロベンズイミダゾール）」の次に「エトニタゼピプン（2―［4―エトキシフェニル］メチル―5―ニトロ―1―（2―ピペリジン―1―イルエチル）―1H―ベンゾイミダゾール）」を加える。

「プロトニタゼン（N・N―ジエチル―5―ニトロ―2―［4―プロポキシフェニル］メチル―1H―ベンズイミダゾール―1―エタンアミン）」の次に次のように加える。

N―ピロリジノメトニタゼン（2―［4―メトキシフェニル］メチル―5―ニトロ―1―（2―ピロリジン―1―イルエチル）―1H―ベンゾイミダゾール）

N―ピロリジノプロトニタゼン（2―［4―プロポキシフェニル］メチル―5―ニトロ―1―（2―ピロリジン―1―イルエチル）―1H―ベンゾイミダゾール）

○外務省告示第百三十号

昭和四十六年二月二十一日にウィーンで作成された「向精神薬に関する条約」第二条の規定に従い、同条約の付表Ⅱ及びⅣに次のように物質が加えられる旨の決定が行われ、当該決定は、同条7の規定に従い、令和七年十二月六日に効力を生じた。

（令和七年六月九日付け国際連合事務総長書簡）

令和八年四月三日

外務大臣　茂木　敏充

向精神薬に関する条約の一部を次のように修正する。

付表Ⅱ中「六四」を「六五」とし、「三九」から「六三」までを一ずつ繰り下げ、「三八」の次に次のように加える。

三九	ヘキサヒドロカンナビノール	HHC	六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六a・七・八・九・十・十a―ヘキサヒドロベンゾ［c］クロメン―一―オール

付表Ⅳ中「六八」を「六九」とし、「一二」から「六七」までを一ずつ繰り下げ、「一一」の次に次のように加える。

一二	カリソプロドール		二―［（カルバモイルオキシ）メチル］―二―メチルペンチル（一―メチルエチル）カルバメート

○外務省告示第百三十一号

昭和六十三年十二月二十日にウィーンで作成された「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」第十二条の規定に従い、同条約の付表Ⅰの一部を次のように改正する旨の決定が行われ、当該決定は、同条6の規定に従い、令和六年十二月三日に効力を生じた。

（令和七年六月九日付け国際連合事務総長書簡）

令和八年四月三日

外務大臣　茂木　敏充

麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の付表Ⅰの一部を次のように改正する。

「三・四―ＭＤＰ―二―Ｐメチルグリシデート」を削る。

「（注一）三・四―ＭＤＰ―二―Ｐメチルグリシド酸の」の下に「、メチル」を加える。